

令和4年 壱岐市議会定例会 12月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年12月8日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	6番 山川 忠久 7番 植村 圭司
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	議案第50号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第51号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第52号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第53号	壱岐市税条例等の一部改正について
日程第9	議案第54号	壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
日程第10	議案第55号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について
日程第11	議案第56号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について
日程第12	議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)
日程第13	議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)
日程第14	議案第59号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市宮印通寺共同店舗)
日程第15	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘)
日程第16	議案第61号	訴えの提起について
日程第17	議案第62号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第9号)
日程第18	議案第63号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

日程第19	議案第64号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長 説明
日程第20	議案第65号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第21	議案第66号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	農林水産部長 説明
日程第22	議案第67号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第23	陳情第1号	大谷体育館第二体育室(地下)冷房設備の設置についての陳情	資料のとおり

本日の会議に付した事件

(議事日程1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 眞鍋 陽晃君

教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、山川忠久議員、7番、植村圭司議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間は、本日から12月22日までの15日間とし、審議期間の日程につきましてはタブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和4年壱岐市議会定例会12月会議にあたり、9月会議以降、本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和3年度、本市の磯焼け対策事業に対し、多額の企業版ふるさと納税による御寄附を賜りました株式会社ファウンテック代表取締役社長万谷正様が、このたび、その御功績に対し、紺綬褒章を受章されました。

また、令和4年度全国優良経営体表彰において、本市から経営改善部門で勝本町の山本利夫様が経営局長賞を受賞され、令和4年度ながさき農林業大賞において、農産部門で石田町の農事組合法人石田東様が長崎県知事賞を、しまの農林業経営部門で石田町の松本則雄様、栄子様が運営委員長賞を受賞されました。

さらに、公益財団法人ソロプチミスト日本財団が地域密着型の奉仕活動を継続的に取り組む団体等に贈る社会ボランティア賞において、12年続けてごみ抑制活動に取り組んでこられた壱岐・島おこし応援隊チーム防人様が受賞されました。

また、令和4年県民表彰において、本市から、社会福祉功労として保護司の山本富恵様が、産業功労として芦辺土地改良区理事長の白川永利様が、勤労功労として鍛冶職人の山川良助様がそれぞれ受賞されました。

このたび、叙勲、表彰の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

次に、去る10月12日に、長崎県並びに長崎県議会へ、壱岐市・壱岐市議会連名の単独要望を行いました。大石知事をはじめ幹部職員、そして県議会では、中島廣義議長に御対応いただいたところであります。

本市からは、鶴瀬和博県議会議員にも御同席いただき、10項目の要望書を豊坂議長とともに提出いたしました。

本年度の要望のうち、今回は、重点要望項目として、空港の整備等について、再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援について及び磯焼け対策に関する支援の拡充についての3項目について御説明申し上げます。

また、昨年度要望の印通寺港施設整備について、本年度の新規事業として水深確保のための岸壁改良と泊地浚渫の事業採択をいただいたことに対し、お礼を申し上げたところであります。

大石知事からは、藻場の造成について、県としても積極的に推進しているところであり、壱岐市でのより効果的な造成の方法について、市を含め地元の意見を伺いつつ、適切な方法を積極的に検討していきたい旨の御回答を頂きました。

藻場は、海域において豊かな生態系を育む機能を有するほか、水産生物の生育にとって非常に重要な役割を有しているため、水産資源の回復を図ることが、水産業を中心とした産業振興はもとより、観光・商工業の振興やブルーカーボンによる地球温暖化対策にも寄与することから、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、**ふるさと納税**については、毎年、壱岐市出身の皆様をはじめ本市を応援していただく全国の方々から寄附をいただいております、本市の貴重な自主財源となっております。

本年度は、目標額を5億円として取り組んでおりますが、10月末現在の実績は、6,550件、1億9,203万円であり、前年同期と比較し、9,807万円の増、率にして204%となっております。このことから、本年度末の決算額を、目標額を上回る7億円と見込んでおり、今回、歳入見込額に合わせ、返礼品に要する経費等、所要の予算を計上しております。

寄附額増加の主な要因としては、昨年度から高い専門知識を持つ事業者へふるさと納税の業務を委託しており、新規事業者及び返礼品の数が大幅に増えていることに加え、壱岐市のふるさと納税サイトを全面的にブラッシュアップしたこと、さらには楽天ふるさと納税サイトの内容を充実させたこと等による成果と捉えております。

ふるさと納税は、例年、年間実績の6割以上が11月と12月に集中することから、これから年末にかけて一層の情報発信を図り、さらなる寄附者の獲得につなげてまいります。

企業版ふるさと納税については、令和3年度に3件、1,530万円、本年度に1件、1,000万円の寄附を頂いており、本市の貴重な財源となっております。

今後、年度をまたがる事業に対する企業版ふるさと納税の申し入れがあった際に受入れが可能となるよう、今回、壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議案を提出しております。

次に、**交流人口の拡大**については、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から10月末までの乗降客数累計は399,569人、対前年比139.9%でありましたが、コロナ禍前の令和元年と比較いたしますと64.7%にとどまっております。

依然として厳しい状況にありますが、現在、本市独自の壱岐市プレミアム付き宿泊券発行事業等の観光需要喚起対策を実施中であり、11月末時点において、壱岐市プレミアム付き宿泊券発行事業では5,212枚を販売し、ツアー造成支援事業では7,464人泊の送客見込みであり、大きな効果を生み出していることに加え、10月11日から全国旅行支援が開始されたこと等に

よって、徐々にではありますが本市への誘客も戻りつつあります。

また、県との連携による国境離島交付金を活用した誘客施策である「長崎しま旅滞在促進事業」において、これまで対象地域が九州圏内となっておりましたが、対象地域が全国へ拡大されたことにより、幅広い活用ができるようになりました。

このほか、コロナ禍の影響により中止となっていた個人旅行者が購入できる「わくわく乗船券」の販売を再開したことに加え、10月29日から元寇にゆかりのある松浦市、対馬市との連携事業である「3市周遊元寇スタンプラリー」を実施するなど、本市への誘客促進に努めております。引き続き、感染状況を注視しながら、県及び関係機関と連携し、観光需要の早期回復を目指してまいります。

また、スポーツ合宿について、シドニー五輪女子マラソン金メダリストの高橋尚子氏がアドバイザーを務めておられるスターツコーポレーション株式会社女子陸上競技部が12月26日から1月10日までの16日間、本市で初めてとなる合宿を行っていただくこととなっており、10名の選手及び関係者皆様が来島予定であります。

合宿期間中には、3年ぶりの開催となる「壱岐の島新春マラソン大会」に一部御参加いただく予定であり、ゲストランナーとしてお越しいただく川内優輝氏とともに、島の子どもたちへ一流に学ぶ素晴らしい機会を提供いただけるものと考えております。

本市への事前視察の折に監督及びスタッフの皆様から、合宿地として高い評価を頂いており、次年度以降も継続して本市を選定していただけるよう、引き続きスポーツ合宿誘致に努めてまいります。

次に、去る10月15日、3年ぶりに開催した**壱岐ウルトラマラソン2022**は、全国各地から598名のエントリーをいただき、絶好のマラソン日和のもと、100キロメートルに319名、50キロメートルに214名、総勢533名のランナーが出走され、事故もなく、391名のランナーが完走されました。

3年ぶり、また新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながらの開催で、選手皆様には御不便をおかけしたところもありますが、沿道の暖かい御声援やスタッフ皆様のおもてなしの心に、ランナーの皆様からたくさんのありがたいお言葉を頂いております。

また、本大会を献身的に支えていただいた消防団及び高校生をはじめとするボランティアの皆様、選手皆様への御声援やコース周辺の交通規制等円滑な大会運営に御理解をいただいた市民皆様、協賛及び大会運営に御協力いただいた事業所並びに各種団体の皆様をはじめ、今大会を支えていただいた全ての皆様から心からお礼と感謝を申し上げます。

次に、**産業の振興**については、まず、**農業の振興**について、本年度の水稻の作柄は、7月中旬から8月中旬までの期間が平年と比べ日照不足で経過し、全もみ数が少なかったことから、長崎

県全体では作況指数97、壱岐市においては94と平年を下回るとの発表がなされました。

等級成績は、早期米については、「コシヒカリ」のほとんどが2等でありましたが、高温耐性のある「つや姫」は約8割が1等となっております。普通期米については、台風の影響や紋枯れ病が発生したため品質低下となり、等級悪化が懸念されております。

葉たばこについては、収穫期全体を通して天候に恵まれ、順調な成熟過程で推移し、平均収量は、10アール当たり293キログラムと昨年を大きく上回りました。10月31日から11月2日にかけて行われた葉たばこ販売では、1キログラム当たりの代金は2,139円、10アール当たり代金62万6,000円の好成績で、昨年と比較すると約9万円高となりました。

畜産につきましては、第12回全国和牛能力共進会が10月6日から10日までの5日間、鹿児島県で開催されました。そのうち、種牛の部で第3区に長崎県代表牛として選考された田河地区の田中満治様の「かの号」が32席中8位に当たる優等賞8席という成績を収められました。

肉牛の部においては、柳田地区の山本満年様の牛が第6区で15席中、総合4位に当たる優等賞4席を受賞され、そのほか、壱岐市農協肥育センター様の牛が第7区で優等賞、柳田地区の山本満年様の牛が出場した第8区で1等賞を受賞されております。

また、11月17日に佐世保食肉センターで開催された第1回長崎県産素牛3市場合同枝肉共励会並びに11月21日に福岡食肉市場で開催された壱岐牛枝肉共励会において、いずれも山本満年様がグランドチャンピオンを獲得されました。この共励会を通じて、肉用牛農家の生産意欲の高揚と経営安定が図られることを期待するものであります。

肉用牛について、JA壱岐市肥育牛の販売実績は、10月の枝肉単価が2,413円で前年同月比48円高の回復基調ではありますが、生産資材等の高騰を受け、厳しい経営状況になっております。そのため、国・県の肥料価格高騰対策事業による肥料価格高騰分の一部支援に併せた壱岐市独自の物価高騰対策を進めております。

このような中、12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり約8万2,000円高の平均65万9,000円で、価格の下げ止まりが期待されます。今後も、産地維持のため関係機関と連携を図り、肉用牛産地の基盤強化を図ってまいります。

農地・農業用施設等災害につきましては、本年発生した農地・農業用施設災害の国庫補助金交付決定箇所80地区について、国の災害査定が終了し、今後早急に事務手続を進め、復旧に努めてまいります。

次に、**水産業**につきましては、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較しますと、漁獲量は1,348トンの2.5%減、漁獲高は15億7,200万円の33.3%増と漁獲量は減少しておりますが、漁獲高は増加しております。

春先から夏場にかけてケンサキイカ漁が好調であったことが増加の主な要因ではありますが、他

の魚種については、漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷が続いており、漁業者の経営は依然として厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、漁業用燃油対策事業を継続して実施し、漁業者の経営維持・存続を支援しております。

本年度の長崎県並びに長崎県議会への要望において、磯焼け対策を重点項目の1つとして、植食性動物の駆除等に関する支援の拡充及び県において核藻場となる大規模な仕切り網による藻場造成を要望し、クロマグロの漁獲制限についても沿岸漁業の漁獲枠の拡大、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望したところであります。

依然として、本市水産業は大変厳しい状況が続いておりますが、今後も引き続き漁業者の皆様、そして各漁協をはじめ関係機関との連携を図り、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、去る11月9日、芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会から、「芦辺港ターミナル周辺整備に関する提言書」の提出をいただきました。本年6月以降、様々な課題解決と利用者の利便性向上等について検討を重ね、提言書を取りまとめたことにご感謝申し上げます。

今後は、提言書に盛り込まれた整備計画案の実現に向けて、長崎県をはじめ関係機関等との協議を進め、早期完成を目指してまいります。

なお、県事業の浮桟橋等整備が令和5年度末に完成予定となっており、同時期にターミナル、駐車場等の再編整備を完了し、供用開始を図るため、ターミナルビル改修設計及びターミナル周辺整備測量設計に係る経費について、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、大手保険代理店であり、保険業務のコールセンターを業務として壱岐市への進出が決定した株式会社NHS様と長崎県、そして本市の間で、去る11月2日、長崎県庁において、立地協定調印式を執り行いました。

現在、株式会社NHSにおかれては、令和5年2月の開所に向けて準備が進められており、雇用の確保に向けた企業説明会も開催されています。オープニングスタッフとしては、定員間近になっている状況とお聞きしております。御興味のある方は電話でのお問い合わせ等にも対応されておりますのでお尋ねいただければと思います。

次に、へき地保育所のあり方についてでございます。

9月27日の市議会9月会議の折に御報告申し上げておりました民間事業者による認定こども園施設整備事業の延期の申出により、へき地保育所のあり方について、方針の見直しを行いました。

設置事業者である社会福祉法人北申会による、認定こども園の開園を1年延期し、令和6年4月の開園とする決定を受けて、当初想定した保育の量の見込みと提供体制に変更が生じてまいりました。

これまで申し上げました説明の中では、三島保育所を除くへき地保育所5園を令和6年3月末

で閉園することといたしておりましたが、再度、壱岐市子ども・子育て会議へ意見を求め、その意見結果を尊重し、方針の見直しを行うことといたしました。

方針内容の見直しについては、平成26年の壱岐市子ども・子育て会議の答申を基本とし、令和5年度末、令和6年3月末をもって、へき地保育所3園、渡良・沼津・初山を閉園し、令和6年度末、令和7年3月末で、三島保育所を除くへき地保育所2園、柳田・志原の閉園を行うことといたしました。

へき地保育所のあり方の見直しに伴い、去る10月25日から11月2日にかけて保護者説明会を開催し、保護者の皆様へ御説明申し上げ、御理解をお願いしたところであります。

今後は、へき地保育所の閉園に向けた手続を進めるとともに、保護者の皆様並びに子育て世帯の皆様へ不安や混乱を招くことがないよう努めてまいります。

次に、**新型コロナウイルス感染症**について、9月9日以降、長崎県における「全数把握」が見直され、市町ごとの全感染者数の公表がなされておりましたが、11月17日から、市町ごとの発生状況を1週間分まとめて公表することとされました。これにより11月21日以降、本市における1週間分の感染者数を毎週木曜日に公共告知放送及び市ホームページ等でお知らせしております。

本市においては、引き続き、壱岐振興局及び壱岐保健所と連携を図り、感染動向の把握に努めておりますが、これから年末にかけて人の流れが活発になり、また、季節性のインフルエンザとの同時流行も懸念されています。

新型コロナウイルスもインフルエンザも対策方法は共通しておりますので、市民皆様には、会話時のマスク着用、三密の回避、こまめな換気等、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、新規感染者が増え始めており、この冬はインフルエンザとの同時流行が危惧されております。このような中、国はオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を、年内にも完了するよう自治体へ求めています。

本市においては、接種を希望される方のワクチンは十分に確保できており、壱岐医師会の御協力により接種体制も整えているところであります。市民皆様には、この冬の感染拡大に備え、自分自身だけでなく周囲の方々を守る意味でも、ぜひワクチン接種を御検討いただき、早めの接種をお願いいたします。

次に、**教育**についてでございますが、**次代を担う壱岐っ子の県大会等での活躍**についてでございます。

去る10月22日、23日に佐世保市東部スポーツ広場で開催された長崎県中学校ソフトボール競技新人大会で、勝本中学校女子ソフトボール部が優勝を果たし、昨年に続き2連覇を達成い

たしました。

また、去る11月2日に雲仙・小浜マラソンコースで開催された第74回長崎県高校駅伝大会女子の部で、壱岐高校が昨年の13位から大きく順位を上げ、見事6位入賞を果たしました。

なお、同大会において、諫早高校が4年連続28度目の優勝を飾り、同校の3区で、郷ノ浦中学校出身の2年、野村夏希さんが区間賞を獲得、アンカーとなる第5区で、芦辺中学校出身の3年、田中咲蘭さんが同じく区間賞の快走で、チームの連覇に大きく貢献しました。

本市並びに本市出身の子どもたちである壱岐っ子の活躍を大変うれしく思いますとともに、今後、さらなる飛躍を期待しております。

次に、**防災、消防・救急**について、去る10月29日、長崎県と本市を含む県内3市、福岡県、佐賀県の合同による原子力防災訓練が開催されました。本年度もコロナ禍により、島外への避難を想定した広域避難訓練は実施できませんでしたが、昨年引き続き、海上自衛隊艦船を利用し、福岡県への広域避難を想定した訓練を実施いたしました。

また、スクリーニング等の医療訓練に代わり、ホールボディカウンタ搭載車を利用した内部被ばくの測定訓練を実施し、初山地区においては、取り残された要支援者が避難を求めているとの想定で、「コミュニティバスオレンジ号」を活用して、勝本町のかざはやまで避難させるという訓練を実施いただいたところであります。

今後も実践的な訓練を一つひとつ積み重ねながら、成果と課題を十分に検証し、今後の防災対策に活かしてまいりますので、市民皆様におかれましては、地域での防災への取組など、自助・共助の強化を引き続きお願いいたします。

消防・救急については、長崎県営壱岐空港及びその周辺における消防救難活動については、長崎県と本市が業務委託契約に基づき、消防職員を配置しておりましたが、県との協議の結果、令和5年3月末をもって撤退することとなり、今後は、県営の職員による消防体制となります。このことから、今回、壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について、議案を提出しております。

これから年末年始にかけ、火気を取り扱う機会が増え、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期となりますので、市民皆様には、火の取扱いに十分御留意されますようお願いいたします。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した**令和4年度補正予算**の概要は、一般会計補正額4億7,000万円、各特別会計の補正総額476万3,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は4億7,476万3,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は246億5,598万2,000円で、特別会計については85億968万9,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・一部改正に係る案件7件、公の施設の指定

管理者の指定に係る案件4件、その他の案件1件、予算案件6件であります。何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、9月会議以降の市政の重要事項、また、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第50号～日程第22. 議案第67号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第50号から日程第22、議案第67号まで、以上18件を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、上程いたしております報告並びに議案につきましては、関係部長及び課長にさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

議案第50号、議案第51号、議案第52号につきましては、提案理由等に共通するところがございますので、一括して御説明いたします。

今回、当該議案の提出に至りました経過といたしましては、本年8月8日に人事院より一般職の国家公務員の給与等に関する勧告がなされました。

これを受けまして、10月7日に閣議決定が行われまして、「人事院勧告どおりの改定を行うものとする。特別職の国家公務員の給与についても、一般職の改定趣旨に沿って取り扱うものとする」とされ、一部を改正する法律は令和4年11月18日に公布されております。

地方公務員の給与改定についても国家公務員の取扱いを基本とし、また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましても、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、これまで同様にその取扱いに準じて調整することになります。

なお、県内各市・町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針であります。

それでは、それぞれの議案の説明をいたしますが、本日提出議案の順番は、例規の体系順に基

づき、条例制定番号の若い順番となっております。

まず最初に、議案第50号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。次のページをお開きください。

今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給率についての改定、調整でありまして、年間支給率を100分の330にするものであります。現行の100分の325に100分の5を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和4年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の162.5を100分の167.5に改め、支給済みの6月期分100分の162.5と合わせて年間100分の330とするものであります。現行より100分の5の増加となります。

第2条は、令和5年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の165とし、年間計100分の330に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の1ページ及び2ページに載せております。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和4年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和4年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定しております。

以上、議案第50号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について改定調整でありまして、年間支給率を100分の330にするものであります。現行の100分の325に100分の5を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年12月1日に遡及適用をすることを規定しております。つまり、令和4年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の162.5を100分の167.5に改め、支給済みの6月期100分の162.5と合わせて、年間100分の330とするものでございます。

第2条は、令和5年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の165とし、年間100分の330に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の3ページ及び4ページに載せております。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和4年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和4年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定しております。

以上、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。次のページをお開き願います。

この議案第52号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法を取っております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

正規職員の勤勉手当、12月分の支給率を100分の105に改め、年間100分の200とし、100分の10引き上げる旨を定めております。また、再任用職員の期末手当、12月分の支給率を100分の50に改め、年間100分の95とし、100分の5引き上げる旨を定めております。

次に、議案書2ページから18ページまでは、給料表について改定しております。行政職給料表においては、初任給を、大卒3,000円、高卒4,000円の引き上げ及び弱年層、30歳半ばまでのみの平均改定率0.3%の引上げ改定を行っております。その他の給料表につきましても、行政職給料表と均衡を基本に改定をしております。

次に、議案書19ページをお願いいたします。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものを定めております。

正規職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の95、12月分の支給率100分の105を、それぞれ100分の100に改めるものでございます。年間100分の200となります。また、再任用職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の45、12月分の支給率100分の50を、それぞれ100分の47.5に改めるものでございます。年間100分の95となります。

次に、第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。任期付職員の期末手当、12月分の支給率を100分の167.5に改め、年間100分の330とし、100分の5引き上げる旨を定めております。

また、給料表につきましても、国に準じて引上げ改定を行っております。

次に、第4条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものを定めております。

任期付職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の162.5、12月分の支給率100分の167.5を、それぞれ100分の165に改めるものでございます。年間100分の330となります。

改正条例の新旧対照表につきましては、議案関係資料1の5ページから8ページに載せております。

附則として、第1項、第2項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をしております。

第3項については、改正条例施行後における令和4年度分の期末手当並びに期末手当の内払い及び差額支給について規定をしております。

以上で、議案第50号から第52号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろ

しくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。

議案第53号壱岐市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例、改正条文については記載のとおりでございます。

なお、議案資料1、改正条例新旧対照表を9ページから13ページに記載しておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、第1条、個人市民税関係で、1つ目に、扶養親族の取扱いの見直しによるもので、扶養親族等申告書の記載事項に、自己と生計を一にする配偶者の氏名が追加をされ、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ配偶者の合計所得金額が133万円以下であるものとし、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用対象であるものに限ることとされています。

また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書においても、特定配偶者の氏名が追加をされました。

特定配偶者とは、所得割の納税義務者の合計所得金額が900万円以下であるものに限り、自己と生計を一にする配偶者で、退職手当等に係る所得を有するものであって、合計所得金額が95万円以下であるものに限ることとされています。

2つ目に、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の取扱いの見直しによるもので、所得税の住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、その際、消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講じることとされました。

それに伴い、個人市民税においても、令和15年度までのところを、令和20年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税について、租税特別措置法の規定の適用を受けた場合、所得割の額から控除をするものとして、適用期限の延長に対応しています。

なお、適用期限が令和20年度までの個人市民税とされているのは、今回の延長後の適用期限である令和7年に入居をした場合、令和8年度の個人市民税から最大で13年間の控除期間とな

るためであります。

次のページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症特例法の規定により、13年特例の適用を受ける場合の適用期限等に係る読み替え規定については、適用期限の延長により、読み替え後の適用期限が包含されることとなったため、附則第26条の規定は削除をいたします。

第2条、壱岐市税条例第36条の3の3、第1項の改正は、地方税法施行令において、扶養親族の対象範囲の適正化を行うため、壱岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

施行期日については、附則第1条のとおり、令和5年1月1日でございます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。

議案第54号壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地域再生法第5条第4項第2号の規定に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するものでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、原則として、寄附を受けた当該年度の事業に寄附を充てることとなっておりますが、本基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、御寄附いただきました企業様の意向に沿って、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するために本基金条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条は、設置についての規定でございます。

第2条は、積立てについて、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について、第6条は処分について規定しております。

次のページをお開き願います。

第7条は、委任事項について規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 皆さん、おはようございます。

議案第55号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、当該施設整備後の年数経過による維持管理費の増加に伴い、運営の効率化を図るとともに、壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差について、段階的な解消を図るため、使用料のうちの収集・散布及び持込料金について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例、改正案については記載のとおりでございます。

改正内容について御説明いたします。議案資料1、改正条例新旧対照表14ページを御参照願います。

別表中の区分の欄、堆肥センター使用料1トン当たり収集・散布に係る使用料740円を810円に、ただし、最低利用料金として740円を同じく810円に、持込料金を1トン当たり200円を300円に、ただし、最低利用料金として200円を同じく300円に改めるものでございます。

壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差については、3年間で段階的に引き上げ、解消を図っていくこととしておりましたので、今回3年目の改定となっております。

議案に戻りまして、附則として、第1項、施行期日は、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項は、改正する堆肥センター利用料については、本条例の施行日、令和5年4月1日以後の施設の利用に係る使用料について適用する旨を経過措置として定めております。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い致します。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） おはようございます。

議案第56号壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市消防本部等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐空港における消防救難活動業務からの撤退に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。第1条中の（支所及び出張所を含む）を削除し、第2条中の支所並びに出張所を削除、また、第5条及び第6条を削除するものでございます。

改正条文につきましては、長崎県内他市の条例では、消防本部及び消防署についてのみ示されており、出張所等は記載がないことから、今回併せて行うものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日より施行するものでございます。

なお、今後の壱岐空港における消防救難業務につきましては、長崎県の職員による警備体制となります。

また、資料15ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第56号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第57号、議案第58号を一括して御説明いたします。

まず、議案第57号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐出会いの村、位置は、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地ほか。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。

その理由としましては、壱岐出会いの村は体験型宿泊施設であり、主に小学生を対象に課外教育における体験活動を通じて、連帯間の重要性を養う施設として多くの利用をされてきておりましたが、ここ数年はコロナ禍における公共施設として重要な役割を担ってきております。

そのような中で、開館から25年、これまでの豊富な経験と専門性の高い知識を有している職員により、常日頃から安全確保に努めながら運営に当たってきており、これまでの経験と実績を考慮いたしまして、壱岐出会いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第58号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指

定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市猿岩物産館、位置は、壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も同様に非公募といたしております。

その理由としましては、猿岩物産館は、壱岐出合いの村の農産加工施設並びに施設周辺地域で生産された農水産物加工品や、壱岐の土産品等を観光客に展示・販売することで、島の活性化に寄与することを目的としたアンテナショップでございます。

この猿岩物産館は、壱岐出合いの村の近くに位置しており、両施設が互いに連携することで、猿岩物産館の合理的な運営につながることから、壱岐出合いの村振興会に指定管理をするものでございます。

以上で、議案第57号、議案第58号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩を行います。再開を11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第59号、議案第60号を続けて御説明申し上げます。

まず、議案第59号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市営印通寺共同店舗、位置は、壱岐市石田町印通寺浦196番地3。

2、指定管理者は、壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟理事長、堀江敬介。

3、指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。その理由といたしましては、今回の指定管理候補者である石田町商店連盟は、地元石田町内の商店事業者で組織さ

れている団体であり、同地区の商業等に精通しており、平成23年度から指定管理者として指定以来、適正な運営管理が行われており、当該施設の管理運営を行う団体として最適と判断し、選定したものでございます。

次に、議案第60号を御説明申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市国民宿舎壱岐島荘、位置は、壱岐市勝本町立石西触101番地。

2、指定管理者は、壱岐市勝本町立石西触101番地、一般財団法人壱岐市開発公社理事長、品川洋毅。

3、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も非公募といたしております。その理由といたしましては、今回の指定管理候補者である一般財団法人壱岐市開発公社は、当該宿舎の管理運営を目的として設立された法人でありまして、同公社は、平成18年の第1期指定管理者として指定以来、健全な運営、さらには従業員の雇用確保等、適切な管理運営業務が行われており、当該施設の管理運営を行う団体として同公社は最適と判断し、選定したものでございます。

以上で、議案第59号、議案第60号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第61号訴えの提起について御説明申し上げます。

次のとおり、訴えを提起することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

1、訴えの相手方は、壱岐市芦辺町の個人であります。

2、訴えの趣旨は、第1号、相手方に対し、生活保護費徴収金として223万2,482円及び壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例第4条に規定する延滞金の支払いを求める。第2号、相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。との判決及び第1号について仮執行の宣言を求めるものでございます。

3、訴えの理由は、相手方は平成22年5月17日から平成30年12月15日までの期間に壱岐市から生活保護費を受給していましたが、収入申告書の内容が虚偽であることが判明し、生活保護費を不正に受給したものです。壱岐市は、不正に受給した支給済みの生活保護費の支払いを求めてきましたが、いまだ納付がないため、訴訟を提起するものでございます。

なお、生活保護費徴収金については、生活保護法の改正により、平成26年7月以降の分については強制徴収ができるようになりましたが、それ以前の分について強制徴収を行うためには、裁判により債務名義を取得する手続が必要となります。今回、収入があった平成24年4月から法改正前の平成26年6月分までの223万円余りについて、訴えを提起するものであります。

4、訴訟遂行の方針は、弁護士と委任契約を締結し訴訟を遂行するとし、5、授権事項は、上訴その他本件処理に関する事項とするものであります。

提案理由は、訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第62号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億5,598万2,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加として、5款3項水産業費の漁村再生交付金事業の初山漁港改修工事及び漁港海岸事業の箱崎前浦漁港海岸護岸工事において、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越し使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別添資料2「令和4年度12月補正予算（案）概要」の7ページに記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。6ページ。

第3表債務負担行為補正の1、追加で、生活保護費徴収金等の訴訟に係る弁護士委託料は、当該訴訟が令和4年度末までに終了しない可能性があるため債務負担行為を行うものでございます。

次の、壱岐出会いの村指定管理料以下2件につきましては、指定管理者の新たな期間の指定に伴い、当該期間に係る債務負担行為を行うものでございます。

学校給食センターLPガス供給は、当該施設にLPガスの供給を行う事業者は特定供給設備の許可が必要な施設となっており、現行の事業者が次年度以降辞退する見込みであるため、令和4年度中に業者選定を行う必要があることから、債務負担行為を行うものでございます。

7ページから8ページをお開き願います。

第4表地方債補正の1、変更で、以下計上しております各地方債につきまして、県営事業負担金の事業費の確定及び記載対象事業費の調整などによりまして、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

12ページから13ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正に係る一般財源として1億5,342万6,000円を計上しております。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、壱岐市に生活物資を運搬している貨物航路事業者への補助及び公立保育所における緊急連絡システムの整備の財源として315万6,000円を計上しております。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、今回、補助の追加内示のあった県補助事業に係る補助金を追加するもので、ながさき水田農業生産強化支援事業は事業費105万円に対する30%補助で31万5,000円、ながさき型スマート産地確立支援事業は事業費172万7,000円に対する50%補助で86万3,000円を計上しております。

18款1項2目指定寄附金のふるさと応援寄附金は、当初5億円としておりましたふるさと応援寄附金について、実績が予定を上回る見通しとなりましたので2億円を追加し、また併せまして19款1項1目基金繰入金のふるさと応援基金の取崩しを1億円計上いたしまして、返礼品等に係る費用に充当することとしております。

次のページをお開き願います。14ページから15ページ。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、今回、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正、燃料価格高騰の影響による公共施設の光熱水費の補正、前年度の補助事業に係る国・県補助

金の精算返納金の補正を行っております。

補正予算の主な事業内容につきましては、別添資料2「令和4年度12月補正予算（案）概要」で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項6目企画費のふるさと応援寄附金は、寄附金の積立て2億円と返礼品等関連事務費を合わせまして3億2,314万5,000円を計上しております。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、壱岐市に生活物資を運搬している貨物航路事業者への支援として300万円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ。

5款1項3目農業振興費は、県補助事業の追加内示によるもので、ながさき水田農業生産強化支援事業は県30%補助に市負担分10%を合わせまして42万円を、ながさき型スマート産地確立支援事業は県50%補助に市負担分10%を合わせまして103万6,000円を計上しております。

5款1項5目農地費の県営事業費は、資料に記載の3事業の県営事業の市負担分として2,152万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ。

5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル管理費は、ターミナル1階待合所エアコン及びフロアーヒンジドア修繕費用として573万5,000円を計上しております。

次の芦辺港ターミナル整備事業は、芦辺港ジェットフォイル乗り場移設に伴うターミナルビルの改修及び駐車場再編に係る測量設計費用として2,618万6,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ。

7款3項2目急傾斜地崩壊対策事業費は、資料に記載の4地区の県営急傾斜地崩壊対策事業の事業費の増額に伴う県営事業負担金の追加510万円を計上しております。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、さきに予算計上しておりました災害復旧事業について、災害査定が完了したことにより実施設計費用を追加するもので、453万4,000円を計上しております。

以上で、議案第62号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第63号及び64号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第63号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,191万3,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容を説明いたします。

8、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルスの影響による保険税減免分としまして315万円を減額いたしております。

4款1項1目保険給付費等交付金、特別交付金としまして673万4,000円を追加いたしております。内訳は、保険税減免分の補填財源としまして315万円、傷病手当金の補正財源としまして358万4,000円でございます。

また、6款1項1目一般会計繰入金12万1,000円は人件費、7款1項1目その他繰越金147万9,000円は償還金の補正財源でございます。

10、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告に基づく補正12万1,000円を追加いたしております。

2款6項1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の第7波の感染拡大と、国からの財政支援の延長により、予算不足が見込まれるため、358万4,000円を追加するものでございます。

また、8款1項3目保険給付費等交付金償還金につきましては、令和3年度実績に基づく精算返納金147万9,000円を追加いたしております。

これで、議案第63号の説明を終わります。

次に、議案第64号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,361万3,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明申し上げます。

8、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、今回の人件費に伴う補正としまして、法定負担割合に基づき、それぞれ減額補正をいたしております。

10、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、3款2項1目一般介護予防事業費、3款3項1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、人事異動及び人事院勧告に基づく補正でございます。

以上で、議案第63号及び64号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第65号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

令和4年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,112万6,000円とします。2項については記載のとおりです。

本日の提出です。

8ページから9ページをお願いします。

2、歳入ですが、6款一般会計繰入金で21万8,000円を増額いたしております。

次に、10から11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。1款下水道事業費、管理費で18万1,000円を減額し、2款漁業集落排水整備事業費で39万9,000円を増額いたしております。これは、それぞれ委託料及び施設管理費の入札後の執行残を減額するとともに、人事院勧告に伴う給与改定に伴う人件費、燃料価格高騰の影響による光熱水費の増額補正を行っております。

以上で、議案第65号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第66号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算

(第2号)について、御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,181万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページは歳入歳出予算補正、5ページから7ページは事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入補正について御説明いたします。

5款諸収入1項1目受託事業収入に、作業受託事業収入として329万9,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出補正について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費に、329万9,000円を増額補正いたしております。主な内容については、消耗品費の増額と入札執行に伴う備品購入費の減額並びに消費税納付金の確定に伴う公課費の増額をいたしております。

以上で、議案第66号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長(谷口 実君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 増田建設部長。

〔建設部長(増田 誠君) 登壇〕

○建設部長(増田 誠君) 議案第67号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第2条、令和4年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。支出で2,345万2,000円の増額を行います。

債務負担行為の補正、第3条、予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり追加します。壱岐市管路管理システム保守業務64万7,000円、浄水用薬品購入960万円、水質検査管理業務1,700万円、漏水調査業務2,228万円、量水器及びボックス購入620万円。

本日の提出です。

8ページ、9ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、支出で、1款水道事業費用1項営業費用で2,345万2,000円の増額をいたしております。これは主に、燃料価格高騰の影響による電気料金値上げに伴う水道施設等の電気料1,433万3,000円及び水道施設設備等の老朽化による修繕費900万円を増額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

債務負担行為に関する調書です。記載のとおり、それぞれ令和4年度中に業者選定をする必要があることから、債務負担行為を追加するものです。

以上で、議案第67号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第23. 陳情第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第23、陳情第1号を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので説明にかえさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月13日、火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時33分散会
